

平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
 代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
 (コード番号：3672 東証第一部)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一
 財務・経理部長
 (Tel. 03-4577-6701)

第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 23 日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする第三者割当の方法による第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 29 年 3 月 13 日
(2) 新株新株予約権の総数	24,500 個
(3) 発行価額	総額 19,502,000 円（本新株予約権 1 個につき 796 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,450,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 489 円です。なお、本新株予約権の全部が下限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は 2,450,000 株です。
(5) 資金調達の額	2,016,252,000 円（差引手取概算額 1,991,777,675 円） (内訳) 新株予約権発行分 19,502,000 円 新株予約権行使分 1,996,750,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得し、又は買取って消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 815 円 下限行使価額 489 円（当初行使価額の 60%） 行使価額は、本新株予約権の割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日（東京証券取引所で売買立会が行われる日（但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）、当該日は「取引日」にあたらないものとします。）をいいます。）をいいます。）（以下、「修正日」といいます。）に、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	平成 29 年 3 月 13 日から平成 31 年 3 月 12 日まで
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下「新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。新株予約権買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社は創業以来、GREE や mobage といった SNS プラットフォームや、App Store や Google Play 等のアプリマーケットで提供されるソーシャルゲーム（注 1）の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社は SNS プラットフォームにおける自社オリジナルタイトルのリリースを皮切りに、アニメや漫画等のキャラクター等のユーザー認知度の高い IP（注 2）を保有する他社との協業によるタイトルを SNS プラットフォームで運営することで事業を拡大してまいりました。その後、スマートデバイス（注 3）の普及に伴い App Store や Google Play 等で提供されるネイティブアプリゲーム（注 4）の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発を行ってまいりました。しかしながら、SNS プラットフォーム向けのソーシャルゲームと異なり、スマートデバイスの性能を活かしたゲームの開発に際しては家庭用ゲーム機向けのゲームで培われた表現や演出のノウハウが必要であるため、SNS プラットフォーム向けのソーシャルゲームと比較して開発期間が長期化し、開発人員も多く必要となります。当社でも、ネイティブアプリゲームの開発期間が長期化し、また、開発のための人的リソースが不足したこと等により、ユーザー認知度の高い IP を利用した協業案件が獲得できた場合でも、開発をスタートできないケースや外注先を利用した開発・運営を行うケースが多くなった結果、採算が取れない状況が長く続きました。

そのような状況を踏まえ、当社は、開発・運営費を抑え、また、安定したゲームタイトルの提供が可能な体制を構築するために、ベトナム国ハノイ市に開発子会社を設立し、現地のエンジニアの獲得と育成を進めるとともに、ソフトウェアテストサービスを主たる事業とする株式会社 SHIFT と、ソーシャルゲーム運営に必要なカスタマーサービス（CS 業務）及び品質保証（QA 業務）を専門に行う合弁会社を設立するなど、市場環境変化に対応するための先行投資を続けてまいりました。また、当社は、外部の開発会社との協業を進めることにより、安定した人員の確保等、ソーシャルゲームの運営に関するニーズに対してワンストップで応えられる環境の整備を進めてまいりました。こうした先行投資や環境の整備により、現時点においては、運営中のゲームタイトルにつきましては、黒字を確保できる体制の構築に向けた施策を講じております。

また、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受けるビジネス（ソーシャルゲームの「セカンダリーマーケット」（注 5）。以下「セカンダリーマーケット」といいます。）が広がりつつあることを踏まえ、運営移管元企業の『少しでも長く現在の売上水準を維持し、コストを下げて運営し、ソーシャルゲームの LTV（ライフ・タイム・バリュー）（注 6）を最大化したい』という要求を満たす運営引受先として、他社タイトルの運営移管受託の拡大を図ってまいりました。当社は、セカンダリーマーケットの拡大が今後も見込めると考えていることから、運営移管案件の獲得に備えることが今後の事業拡大に必要であり、そのための手元資金を確保する必要があると考えております。また、当社は、他社タイトルの運営移管受託を中心とする、セカンダリーマーケットにおけるビジネスを展開しておりますが、近時、当社へのソーシャルゲームの売却打診も増えてきていることから、採算性を判断した上で、他社タイトルの買取りを進めることが今後の事業拡大に必要であり、当該機会に備えて手元資金を確保する必要があると考えております。

そして、スマートデバイスの高機能化や通信速度の高速化により、スマートデバイスの性能を活かしたゲームの開発・運営が可能となったことから、家庭用ゲーム機向けのゲームメーカーやユーザー認知度の高い IP を保有する企業のソーシャルゲーム市場への参入が進んでおりますが、同時に、ソーシャルゲーム運営のノウハウを有する企業に対する共同開発及び運営委託の事例も増加していると認識しております。そのような状況において、当社は、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント（以下「SIE」といいます。）の子会社である株式会社フォワードワークス（以下「フォワードワークス」といいます。）との協業により、当社のスマートフォンゲームにおける企画、開発、運営のノウハウと、フォワードワークスが扱う SIE の“プレイステーション”専用ソフトウェアを中心としたコンテンツを組み合わせたソーシャルゲームの開発を開始するとともに、株式会社 KADOKAWA（以下「KADOKAWA」といいます。）との協業により、KADOKAWA が権利を有する IP を利用したソーシャルゲームの開発を進めるなど、他社との協業によるソーシャルゲームの開発を進めております。他社との協業では、ライセンス使用許諾料や開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高い IP を利用した協業案件や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件を獲得できる可能性が高くなり、また、サービス提供開始後の、当社への収益分配率を高めることが可能になります。このため、協業案件の獲得を積極的に進めることが当社の業容拡大に必要だと考えており、このため、ライセンス使用許諾料及び開発・運営費用の支払に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

海外展開につきましては、平成 28 年 4 月に台湾の XPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司。以下「XPEC」といいます。）と資本業務提携を締結するとともに、同年 10 月には韓国の AIMHIGH GLOBAL Co.Ltd.（以下「AIMHIGH」といいます。）と戦略的パートナーシップ関係確立に関する基本合意を結び、案件ごとに協業を進めております。具体的には、AIMHIGH の仲介により、Shanghai Kingnet Technology Co. Ltd.（上海恺英网络科技有限公司。以下「KINGNET」といいます。）との間で、中国及び日本で提供を予定しているソーシャルゲームの開発を開始するなど、日本で開発・運営されているソーシャルゲームの中国・韓国での展開、中国・韓国で開発・運営されているソーシャルゲームの日本での展開など、案件ごとに検討を進めております。ユーザー認知度の高い IP を利用した協業案件やセールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件の獲得及び各国での展開に際しては、ライセンス使用許諾料や、翻訳及びグラフィックをその国のテイストにアレンジするなどの、各国のユーザーの嗜好に合わせるための調整が必要となりますが、そのための権利金や開発・運営費用の一部を当社が負担する必要があります。株式会社矢野経済研究所が公表した「スマホゲーム市場に関する調査結果 2015」によると、日本国内のソーシャルゲーム市場は売上成長率が鈍化し成熟化を迎えつつあるとされておりますが、中国、韓国を中心とするアジア市場では成長が続いていると当社は考えており、そのため、海外展開に関する協業案件の獲得を積極的に進めることが当社の業容拡大に必要だと考えております。そのために、ライセンス使用許諾料や開発・運営費用の支払に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

また、他社ウェブサービス等の開発や運営を、ベトナム子会社の開発リソースを利用して受託するオフショア開発事業（注 7）については、ベトナムでのエンジニア等の採用を進め、日本国内での営業・サポート体制の整備を進めた結果、新規開発案件の打診及び受注が増加しております。日本国内における開発費用の上昇、開発人員の不足が続いていることから、海外開発拠点を利用した開発や運営の需要は今後も増加していくと、当社は考えております。ソーシャルゲームはユーザーの嗜好に短期間で左右されることから、長期間に渡って安定的な収益を確保していくことは難しいと考えられるのに対し、オフショア開発は、契約期間に基づき収益が決まるため、ソーシャルゲーム事業と比較して、長期間に渡り安定的な収益の確保が可能であると考えており、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を拡大していくことが重要であると考えております。そのためには、日本国内における営業体制、サポート体制をより充実させ、ベトナムでのエンジニア等の採用を進めることが必要であり、そのための投資に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

当社は、平成 28 年 9 月期第 3 四半期より継続企業の前提に関する注記が付されている状況を踏まえ、平成 28 年 9 月期有価証券報告書で開示した「継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等」に記載した対応を進めておりますが、今後の事業基盤の安定化及び拡大には、セカンダリーマーケットにおける他社タイトルの運営移管受託並びに他社タイトルの買取りのための投資、海外案件を含めた協業案件獲得のための投資、オフショア開発事業の拡大のための投資が必要であり、そのためには財務基盤の一層の強化を図る必要があると判断し、本第三者割当による資金調達を決定いたしました。

当社は、本第三者割当によって更なる財務基盤の強化を図り、また、本第三者割当により調達した資金を活用して上記の事業拡大を図っていくことにより、当社の収益向上を図ることが可能となるため、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

- 注 1 ソーシャルゲームとは、ゲームの利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称です。
- 2 IP とは、知的財産権 (Intellectual Property) の略称です。
- 3 スマートデバイスとはスマートフォンやタブレット端末など、情報処理端末 (デバイス) のうち、単なる計算処理や通話だけではなく、インターネットブラウザやゲームなど、様々なアプリケーションを利用できる多機能端末の総称です。
- 4 ネイティブアプリゲームとは、Google Inc. が運営する「GooglePlay」や Apple Inc. が運営する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーションを指します。
- 5 たとえば、家庭用ゲーム機向けのゲームの場合は、ゲーム開発会社が開発を行い、ゲームの完成及び販売の開始により、開発作業が完了いたしますが、ソーシャルゲームの場合においては、ゲーム開発会社は新規タイトルのリリース後も継続して当該タイトルの運営を行う必要があるため、運営コストが継続して発生し、人的リソースも固定されることから、新規タイトル開発のために必要な人員を充てることができず、事業が硬直化するという問題があります。ゲーム開発会社は、従来は、人員を多めに抱え、社内ローテーションにより上記問題に対応しておりましたが、昨今の厳しい市場環境下においては、余剰人員を抱えることは難しいため、リリース済みのタイトルを少しでも低コストで長期間運営しつつ、自社の開発人員を新規タイトルの開発に充てたいとする企業が増えており、これを受けてゲームタイトルの運営を専門で請け負う企業も増えつつあります。このように、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受ける、又は他社が開発・運営していたソーシャルゲームを買い取るビジネスを、「セカンダリーマーケット」といいます。
- 6 LTV (ライフ・タイム・バリュー) とは、一人の顧客が取引期間を通じて企業にもたらす利益 (顧客生涯価値) を指します。
- 7 オフショア開発とは、ソフトウェア開発や運用保守管理等を海外の開発会社等に委託して行う開発を指します。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権に係る払込み及び割当予定先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初円としますが、平成 29 年 3 月 13 日以降、本新株予約権の発行要項 (以下「新株予約権発行要項」といいます。) 第 12 項に定める期間の満了日 (平成 31 年 3 月 12 日) まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額) に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額 (489 円) を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は 2,450,000 株 (当該株式に係る議決権数は 24,500 個) であり、平成 29 年 1 月 31 日現在における当社の発行済株式総数 10,131,040 株 (当該株式に係る議決権数は 101,281 個) を分母とする希薄化率は 24.18% (議決権数に係る希薄化率は 24.19%) となります。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際して当社における資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益に対する影響を一定程度抑えながら自己資本を増強できる仕組みを重視しました。このため、下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の [メリット] 及び [デメリット] 並びに [本新株予約権のその他特徴] や、下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の [他の資金調達方法との比較] について検討を行った結果、割当予定先から提案された第三者割当による本新株予約権による資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 資金調達方法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、2,450,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、新株予約権発行要項第6項に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第14項第(1)号記載の取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を行使することができます。なお、取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

③ 当社による不行使期間の指定

新株予約権買取契約において、当社は、株式購入保証期間（以下に定義します。）中を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」（注）といいます。）を2回まで定めることができる旨が定められる予定です。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

（注）不行使期間

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

④ 株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、株式購入保証期間の適用を指定することができる旨が定められる予定であり、かかる範囲で本新株予約権による資金調達の確実性が確保さ

れます。新株予約権買取契約上、割当予定先は、株式購入保証期間において、当社普通株式に係る当該株式購入保証期間の指定時の流動性に応じて、行使保証金額（以下に定義します。）を提供するため、本新株予約権を、その裁量で一回又は複数回に分けて行使するものとする旨が定められる予定です。但し、ある株式購入保証期間の初日において残存する本新株予約権の数が、該当する行使保証金額分を下回る場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足りるものとされ、また、ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、新株予約権発行要項第 14 項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく買取請求（下記「[デメリット] ⑤買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性」に定義します。）による買取日のいずれかの日（以下「早期終了日」といいます。）が到来する場合（いずれの場合も、当社が本新株予約権の全部を取得又は買取る場合に限り、）を、割当予定先は早期終了日時点において、該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされる予定です。

なお、「行使保証金額」とは、当社が当該株式購入保証期間を開始する日に先立つ 20 取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の日次平均売買代金を基準に、下記表の記載に従って決定される金額で、下記の表中の対応する行に参照される金額をいいます。

発行会社の流動性 (日次売買代金の平均)	行使保証金額
6,700 万円超	4 億円
5,000 万円超 6,700 万円以下	3 億円
3,400 万円超 5,000 万円以下	2 億円
3,400 万円以下	0 円

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日の期間（但し、該当する行使保証金額が当該期間満了前に当社に提供された場合、その時点で当該株主購入保証期間は終了します。）をいい、「適格取引日」とは、当該取引日において以下の全ての事由が存在しない取引日をいいます（但し、g 又は/及び h の事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日（但し、当該 g 又は/及び h の事由以外に、a 乃至 f の事由が存在しない場合に限り。）を適格取引日とみなすことができます。）。

- 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に 1.1 を乗じた額以下となった場合
- 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から 10% 以上下落した場合
- 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、当該行使保証金額に係る下記の必要下限売買代金未満である場合

行使保証金額	必要下限売買代金
4 億円	6,700 万円
3 億円	5,000 万円
2 億円	3,400 万円

- 当該取引日が上記「③当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間に該当する場合
- 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使請求をしたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使の効力発生日から 3 取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- 割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又

は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。)に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合

- g. 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合
- h. 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

[デメリット]

① 当初資金調達額が限定的

新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の資金調達となされ、その後、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の目的となる割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達となされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額が修正(上記「1. 募集の概要、(2)資金調達方法の概要」をご参照ください。)されるため、本新株予約権による最終的な資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式に係る保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が当該当社株式を市場で売却した場合には、当社株価が下落し、既存株主が不利益を被る可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、資金調達額は、当社が当初想定した額を下回る可能性があります。

⑤ 買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

新株予約権買取契約には、①いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して本新株予約権に係る当初の行使価額(平成29年2月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)の60%(489円)(但し、新株予約権発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、②いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年2月23日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、新株予約権発行要項第6項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、③割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、④東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日(但し、本新株予約権の行使期間の末日が先に到来する場合は、本新株

予約権の行使期間の末日とします。以下「買取日」といいます。)において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑥ 第三者割当により投資家が限定的

第三者割当は、当社が割当予定先のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができないため、既存株主は、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受けることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれる予定です。

① エクイティ性証券の発行の制限

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り（かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。）、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。但し、(i) 当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）又は譲渡制限付株式を発行する場合、及び(ii) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り、）を除きます。

② 解約条項

割当予定先は、(i) 新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(ii) 国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(iii) 割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれがある場合、(iv) 割当予定先が新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに割当予定先が合理的に満足する内容で充足せず、かつ、放棄もされていない場合、(v) 新株予約権買取契約に定められた当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合若しくは不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じた場合、又は誓約・合意に違反した場合、(vi) 新株予約権発行要項第14項第2項に定める事由が発生した場合、

(vii) 当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因(支払不能、支払停止又は債務超過を含む。)となる事実が発生した場合、(viii) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合、又は(ix) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行つたと認められた場合には、当社への通知により、いつでも新株予約権買取契約を解約することができ、また、割当予定先は、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭をそれぞれ支払うことにより、15 取引日以内(但し、本新株予約権の行使期間の末日がその期間内に先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日までとします。)に本新株予約権を買取るとともに、当社は自らの責めに起因して割当予定先が被った損害を賠償するものとする旨が定められる予定です。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資による新株発行、ライツ・オフアリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行、行使価額が固定されたままの新株予約権発行等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフアリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、無償割当てする新株予約権の行使価額等によっては新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募又は第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことがあげられます。また、複数の投資家に打診を行いました。株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容を踏まえ、引受の了承を得られる相手先を現時点で見出すことは困難であると判断しました。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり(これに対し、本第三者割当においては、行使価額修正条項を付すことにより、当社普通株式の株価が下落した場合にも、株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であり、また、株式購入保証期間を指定することによって割当予定先について本新株予約権の行使義務を一定程度課すことが可能です)、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ10%といたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	2,016,252,000 円
② 発行諸費用の概算額	24,474,325 円
③ 差引手取概算額	1,991,777,675 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額（19,502,000 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である 1,996,750,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用、本新株予約権の算定評価報酬費用、有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等が含まれております。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用	569	平成 29 年 4 月～ 平成 32 年 3 月
② 他社タイトルの買取り費用	500	平成 29 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
③ 協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用	700	平成 29 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
④ オフショア開発事業	222	平成 29 年 4 月～ 平成 32 年 3 月

(注) 1. 当社は「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達の目的及び理由」に記載されているとおり、上記①乃至④の使途に充當いたします。上記①乃至④の具体的な内容は、以下のとおりです。

① 他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用

「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受けるセカンダリーマーケットの拡大が今後も見込めると考えていることから、運営移管案件の獲得に備えることが今後の事業拡大に必要であると考えております。運営移管案件の獲得に際しては、案件の打診から当社への移管完了までの期間が数ヶ月と短期であることから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。他社タイトルの運営移管受託の拡大を図っているところであり、運営移管タイトル 4～5 本の受託を予定しております。このため、エンジニア等の人件費、グラフィック制作や海外配信に係る翻訳費等の外注費、サービス運営のためのサーバー使用費、広告宣伝費等の他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用として、569 百万円を充當する予定です。

② 他社タイトルの買取り費用

「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達」に記載のとおり、当社は、採算性を判断した上で、他社タイトルの買取りを進めることが今後の事業拡大に必要であると考えております。他社タイトルの買取りに際しては、買取りの打診から実行までを数ヶ月という短期間で行うことから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。近時、当社へのソーシャルゲームの売却打診も増えてきていることから、他社タイトル3～4本の買取りを予定しており、そのための費用として、500百万円を充当する予定です。

③ 協業案件の獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用

「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達」に記載のとおり、家庭用ゲーム機向けのゲームメーカーや、アニメや漫画等のキャラクターなどのユーザー認知度の高いIPを保有する企業のソーシャルゲーム市場への参入が進んでおりますが、同時に、ソーシャルゲーム運営のノウハウを有する企業に対する共同開発及び運営委託の事例も増加していると認識しております。そのような状況において、当社は、他社との協業によるソーシャルゲームの開発を進めております。他社との協業では、ライセンス使用許諾料や、海外配信に係る翻訳費を含む開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高いIPを利用した協業案件や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件を獲得できる可能性が高くなり、また、サービス提供開始後の、当社への収益分配率を高めることが可能になると考えております。このため、協業案件の獲得は、当社の業容拡大に必要であると考えております。協業案件の獲得に際しては、案件の打診から実行までを数ヶ月という短期間で行うことから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。協業タイトル3～4本の開発及び運営を予定しております。このため、協業案件の獲得のためのライセンス使用許諾料及びエンジニア等の人件費、グラフィック制作や海外配信に係る翻訳費等の外注費、サービス運営のためのサーバー使用費、広告宣伝費等の開発・運営費用として、700百万円を充当する予定です。

④ オフショア開発事業

「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達」に記載のとおり、ベトナム子会社の開発リソースを利用して受託するオフショア開発事業は、ベトナムでのエンジニア採用を進め、日本国内での営業・サポート体制の整備を進めた結果、また、日本国内における開発費用の上昇、開発人員の不足が続いていることから、新規開発案件の打診及び受注が増加しております。また、ソーシャルゲームはユーザーの嗜好に短期間で左右されることから、長期間に渡って安定的な収益を確保することが難しいと考えられるのに対し、オフショア開発は、契約期間に基づき収益が決まるため、ソーシャルゲーム事業と比較して、長期間に渡り安定的な収益の確保が可能であると考えており、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を拡大していくことが重要であると考えております。そのためには、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実させ、ベトナムでのエンジニア採用を進めることが必要であると考えております。このため、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実するための人件費として42百万円、ベトナムでのエンジニア等の人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費、当社の開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費及び案件を獲得するための広告宣伝費として180百万円の合計222百万円をそれぞれに充当する予定です。

2. 上記の資金使途及び金額については、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額

が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後かかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途、金額又は支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。

3. 上記の金額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し又は買取った場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。実際に本新株予約権により当社が調達できる額が当初見込額より減少した場合は、実際に調達できた額その他の状況を勘案しながら、原則として他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用及びオフショア開発事業への充当を優先し、他の資金使途については縮小して充当する予定です。
4. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の今後の収益の向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、新株予約権発行要項及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、新株予約権発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、当該算定機関は、評価基準日（平成29年2月22日）における当社株式の株価（815円）、ボラティリティ（88%）、予想配当額（0円/株）、無リスク利率（-0.3%）等を考慮し、また、本新株予約権及び新株予約権買取契約の内容等を踏まえ、①原則として取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、不行使期間の指定は行われない（なお、行使期間満了前1か月の時点で未行使の新株予約権が残存する場合には、当社による買取りの請求が実施されるものとする。）、②割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使を行ない、株式を売却するものとする、③割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、株式購入保証期間設定の有無に関わらず自主的に権利行使を進めるものと想定されるため、株式購入保証期間設定の有無・設定の時期は本評価には影響を与えないものと考えられることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である金796円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成29年2月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額である815円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュ

レーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、監査役3名全員（全員が会社法上の社外監査役）から、新株予約権発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しており、株式会社赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は2,450,000株（当該株式に係る議決権数は24,500個）であり、平成29年1月31日現在における当社の発行済株式総数10,131,040株（当該株式に係る議決権数は101,281個）を分母とする希薄化率は24.18%（議決権数に係る希薄化率は24.19%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数2,450,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は435,568株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は806,780株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は448,639株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は5,000株となり、上記過去6か月間における1日当たりの平均出来高の1.15%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本第三者割当において、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは当社の経営への関与を行う意向はないとの意思を口頭にて表明しております。また、本第三者割当は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、本第三者割当において発行される新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由（新株予約権発行要項第14項第(1)号）が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の希薄化が進行しないように配慮されております。以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 P.H. ワーン (P.H. Warne) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)		
(4) 事 業 内 容	商業銀行		
(5) 資 本 金	9,808 百万豪ドル (845,940 百万円) (平成 28 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 8 月 26 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 589,276,303 株 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	14,372 人 (マッコーリー・グループ) (平成 28 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 26 年(2014 年) 3 月末	平成 27 年(2015 年) 3 月末	平成 28 年(2016 年) 3 月末
連 結 純 資 産	904,115 百万円	1,067,804 百万円	1,096,238 百万円
連 結 総 資 産	13,318,128 百万円	15,887,715 百万円	15,663,776 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	1,802.60	1,934.19	1,860.41
連 結 純 収 益	435,780 百万円	487,458 百万円	486,709 百万円
連 結 営 業 利 益	111,753 百万円	139,747 百万円	149,730 百万円
連 結 当 期 純 利 益	73,677 百万円	103,015 百万円	180,694 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	146.90	195.54	316.63
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	81.90	112.73	214.72

(注) 1. 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、平成 26 年 3 月期は、平成 26 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=95.19 円、平成 27 年 9 月期は、平成 27 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=92.06 円、平成 28 年 3 月期は、平成 28 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=86.25 円に換算し記載しております。

2. 上記の割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成 29 年 2 月 23 日現在の内容です。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より、当社が東京証券取引所マザーズ市場へ上場した平成 25 年 3 月以降、機関投資家とのミーティングをアレンジ頂いておりました。また、マッコーリー・グループより、海外の M&A 案件や資金調達の見込みを受けておりました。こうした関係のなか、平成 28 年 12 月、当社が資金調達を検討する中において、その調達方法を割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドを含む、複数の金融機関に相談したところ、マッコーリー・バンク・リミテッドを含め、複数の金融機関より本新株予約権の発行を実施する資金調達方法についての提案を受けました。当社は、当該各提案を受け、上記「2. 募集の目的及び理由 (4) 資金調達方法の特徴」に記載のとおり、他の資金調達方法も含めて当社内で正式な協議・検討を行った結果、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を一定程度抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断したこと、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドが新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどから、同社の提案を採用することが最善であるとの結論に至ったため、平成 29 年 2 月 23 日の取締役会において、同社を割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

マッコーリー・バンク・リミテッドは、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」及び「(6) 割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な支払能力を有するものと認識しております。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。また、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条及び同施行規則第 436 条第 1 項及至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意する予定です。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの平成 28 年(2016 年)度のアニュアルレポート

ト(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成28年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,701百万豪ドル(円換算額:750,461百万円、参照為替レート:86.25円(三菱東京UFJ銀行平成28年3月31日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先とは互いに直接の資本関係のないものの、割当予定先と同様に、マッコリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所(ASX)に上場)の完全子会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認するとともに、割当予定先の担当者との面談によるヒヤリングにより、マッコリー・グループの概要及び日本においてはマッコリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

割当前(平成28年9月30日現在)	
石井 武	18.09%
XPEC Entertainment Inc.	10.85%
株式会社エーシーエヌ	4.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.88%
鶴川 太郎	1.79%
グリー株式会社	1.65%
株式会社SBI証券	1.20%
小徳 宏之	0.79%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	0.78%
田中 正幸	0.77%

(注) 1. 持株比率は平成28年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. マッコリー・バンク・リミテッドは、割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明らかになり次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（全ての本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
連結売上高	2,765,788千円	2,541,885千円	2,664,019千円
連結営業利益	△56,438千円	△926,250千円	△591,705千円
連結経常利益	△82,240千円	△934,845千円	△647,346千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△148,755千円	△1,016,379千円	△1,540,753千円
1株当たり連結当期純利益	△17.70円	△113.59円	△171.28円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	323.32円	213.76円	76.62円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年1月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	10,131,040株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,687,979株	16.7%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,143,979株	11.3%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,687,979株	16.7%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
始 値	4,380 円 □2,720 円	1,000 円	465 円
高 値	6,310 円 □2,920 円	1,580 円	539 円
安 値	4,135 円 □985 円	463 円	277 円
終 値	5,450 円 □1,012 円	463 円	343 円

(注) 平成26年9月期の株価については、株式分割(平成25年12月15日、1→2株)による権利落前の株価に基づいて記載しております。権利落後の株価に基づく数値は□印で記載しております。

② 最近6か月の状況

	平成28年 9月	10月	11月	12月	1月	平成29年 2月
始 値	313 円	344 円	350 円	335 円	940 円	600 円
高 値	437 円	358 円	353 円	964 円	1,001 円	851 円
安 値	303 円	325 円	303 円	325 円	596 円	570 円
終 値	343 円	303 円	328 円	883 円	599 円	815 円

(注) 平成29年2月の株価については、平成29年2月22日現在までの株価を表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年2月22日
始 値	824 円
高 値	833 円
安 値	799 円
終 値	815 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式の発行（一般募集）

払 込 期 日	平成26年3月27日
調 達 資 金 の 額	750,588,849円（差引手取額）
発 行 価 額	1株につき金1,484.74円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	8,000,000株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	520,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,520,000株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	一般募集及び第三者割当増資に係る手取額合計1,000,881,361円については、子会社であるALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費として平成26年9月期に215百万円、平成27年9月期に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降に充当予定。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	本調達資金については、上記のとおり子会社であるALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費にその全額を充当することを予定しておりましたが、平成26年9月19日付「韓国における現地法人（子会社）設立に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、韓国、中国を中心としたアジアにおけるソーシャルアプリ市場へ積極的進出が今後の業容拡大に必要と判断し、本調達資金の一部をALTPUS KOREA Incへの業務委託費及び運転資金として充当することといたしました。ALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費への充当として平成26年9月期に200百万円、平成27年9月期に305百万円、平成26年9月期に340百万円を充当するとともに、ALTPUS KOREA Inc. への業務委託費及び運転資金として平成27年9月期に140百万円、平成28年9月期に15百万円を充当しており、調達した資金の全額を充当しております。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成26年4月22日
調 達 資 金 の 額	250,292,512円（差引手取額）
発 行 価 額	1株につき金1,484.74円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	8,520,000株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	173,400株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,693,400株
割 当 先	野村証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	一般募集及び第三者割当増資に係る手取額合計1,000,881,361円については、子会社であるALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費として平成26年9月期に215百万円、平成27年9月期に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降に充当予定。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	本調達資金については、上記のとおり子会社であるALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費にその全額を充当することを予定しておりましたが、平成26年9月19日付「韓国における現地法人（子会社）設立に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、韓国、中国を中心としたアジアにおけるソーシャルアプリ市場へ積極的進出が今後の業容拡大に必要と判断し、本調達資金の一部をALTPUS KOREA Incへの業務委託費及び運転資金として充当することといたしました。ALTPUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費への充当として平成26年9月期に200百万円、平成27年9月期に305百万円、平成26年9月期に340百万円を充当するとともに、ALTPUS KOREA Inc. への業務委託費及び運転資金として平成27年9月期に140百万円、平成28年9月期に15百万円を充当しており、調達した資金の全額を充当しております。

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成28年5月11日
調 達 資 金 の 額	835,084,150円（差引手取額）
転 換 価 額	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	8,989,400株
割 当 先	XPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司）
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	2,238,219株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	転換済株式数1,094,240株 （残高437,000,000円、転換価格382円）
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る手取概算額合計835,084,150円については、当社がXPEC Entertainment Inc.との関係強化のため、Eminent Global Limitedより取得するXPEC Entertainment Inc.の株式1,643,546株の取得資金として平成28年5月に646百万円、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用（人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。）として平成28年5月から平成29年4月までに189百万円を充当予定。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	XPEC社の株式取得資金としてその全額を、平成28年5月に499百万円、平成28年8月に147百万円を充当しております。また、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用として、その全額を平成28年12月までに充当しております。

11. 発行要項

【別紙】株式会社オルトプラス第4回新株予約権発行要項に記載の通りです。

以上

株式会社オルトプラス第4回新株予約権 発行要項

本要項は、株式会社オルトプラス（以下「当社」という。）が、平成29年2月23日に開催した取締役会の決議により平成29年3月13日に発行する株式会社オルトプラス第4回新株予約権にこれを適用する。

1. 本新株予約権の名称

株式会社オルトプラス第4回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

平成29年3月13日

3. 割当日

平成29年3月13日

4. 払込期日

平成29年3月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,450,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

24,500 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 796 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 815 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は 489 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役

役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適

用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 3 月 13 日から平成 31 年 3 月 12 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 796 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 796 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載

の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 796 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 29 年 2 月 22 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社オルトプラス 財務・経理部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上